

消費税

軽

減

税

率

制

度

説

明

会

を開催します

開催日：平成30年8月29日(水)14時～15時

平成30年9月6日(木)14時～15時

開催場所：東住吉納税協会 2階 会議室

(大阪市平野区平野西2丁目2番5号)


問合せ先：東住吉税務署 法人課税(第一)部門

TEL06-6702-0001(内線412又は413)

※ 軽減税率制度は、飲食料品等の軽減税率対象品目を取り扱う事業者の方だけでなく、全ての事業者の方に関係のある制度です。

どなたでもご参加いただけますが、会場の収容人数を超えた場合には、受付を終了することがありますので、あらかじめご了承ください。

共催：東住吉納税協会、東住吉税務署

 税務署